

令和6年度
第1回いわき市介護保険運営協議会
議事録

保健福祉部 介護保険課

令和6年度 第1回 いわき市介護保険運営協議会 議事録

1 日 時 令和6年5月29日（水） 午後6時45分～午後8時30分

2 場 所 いわき市役所 8階 第8会議室

3 参加者

委 員	金成 明美	委 員	篠原 清美
委 員	井上 香	委 員	上遠野 拓
委 員	安齋 光昭	委 員	鈴木 亜希
委 員	中里 孝宏	委 員	柳内 英俊
委 員	松本 良太	委 員	飯田 教郎
委 員	麻原 佳代	委 員	原田 静江
委 員	藤堂 喜好		

4 事務局職員

保健福祉部	部長	佐々木 篤
	次長兼総合調整担当	駒木根 通人
	次長兼健康づくり・医療担当	阿部 通
介護保険課	課長	木村 大輔
	課長補佐	志賀 俊則
	主任主査兼長寿支援係長	小針 忍
	主任主査	坂入 直人
	介護保険係長	鈴木 雅人
	主任主査兼徴収推進担当員	佐藤 誠
	主任主査兼介護認定係長	緑川 智則
	長寿支援係 主査	吉田 喜治
	主査	清水 泰之
	事務主任	後藤 万里亜
健康づくり推進課	課長	鈴木 英規
	課長補佐兼統括保健技師	渡邊 香織
医療対策課	課長	馬目 英幸
地域包括ケア推進課	課長	松川 司
	課長補佐	堀川 優朗
	企画係長	後藤 美穂
	主任主査兼事業推進係長	鈴木 史彦
地域福祉ネットワークいわき	事務局長	園部 義博

5 会長・副会長選出

市介護保険規則第 57 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により、会長及び副会長が選出された。

会 長 安齋 光昭 委員
副会長 金成 明美 委員

6 地域密着型サービス部会員選出

市介護保険規則第 59 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、会長の指名により、「市介護保険運営協議会 地域密着型サービス部会」の部会長及び部会委員について次のとおり選出された。

部 会 長 小野寺 大樹 委員 部会委員 井上 香 委員
部会委員 松本 良太 委員 部会委員 麻原 佳代 委員
部会委員 鈴木 亜希 委員 部会委員 飯田 教郎 委員

※ 議事に先立ち、本協議会は原則、公開の形で進めること、議事の内容を市ホームページに掲載し広く市民に周知を図ることとされた。

また、議事録を作成することとされ、毎回、2 名の委員が署名することとし、今回の議事録署名人について、井上委員及び中里委員が指名された。

7 議 事

ア 報告事項

(ア) 第 10 次いわき市高齢者保健福祉計画について

発 言 者	内 容
事務局	・ 本年 3 月に策定した令和 6 年度から 3 年間の計画期間の計画 ・ 老人福祉法等に定める老人福祉計画等の 3 つの計画を一体的に策定した計画 ・ 本市の人口は減少するが、引き続き、要介護認定者等はしばらく増加していく見込み。 ・ 基本理念：ひとりひとりが健康でいきいきと安心して自分らしく暮らせるまち いわき ・ ビジョン：健康寿命の延伸、いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進 ・ 介護保険料は、高齢者人口や介護サービス費用等の推計を用いて算出。 ・ 介護保険料の基準月額 は 6,303 円（区分は 13 段階）

(イ) 地域密着型サービス事業所の指定等状況について

発 言 者	内 容
事務局	- 令和5年度の新規指定は9事業所、廃止も同じく9事業所、休止は2事業所。 - 年度別の事業所数の推移としては、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所が微増。 - 廃止や休止の理由としては、利用者の減少や職員確保困難が多い。
委員	いわき市にはデイサービスが多い。サービスの質の差別化が進んでおり、その中で淘汰されていく。利用者が集まる事業所と集まらない事業所が増えている印象である。

イ 協議事項

(ア) 令和6年度介護保険運営協議会の運営について

発 言 者	内 容
事務局	- 協議に時間を割くため、会議資料は事前配布する。 - 原則、対面形式にて開催する。 - 主にいわき市高齢者保健福祉計画の進行管理を行っていく。 - 今年度は9月及び来年2月に開催予定。 - 地域密着型サービス部会については、本体協議会とは別日に書面開催する。
会長	地域密着型サービス部会については、書面開催で問題はないか？
事務局	これまでも特に問題はなく、スムーズに行えている。

(イ) 地域包括支援センター運営に関する令和5年度実績報告
及び令和6年度事業計画について

発 言 者	内 容
事務局	資料により概要説明
委員	つどいの場創出事業の状況は？
事務局	昨年度から、コーディネーターを社会福祉協議会のみに配置する形で実施している。課題等のある参加者については、地域包括支援センターに繋いでもらい、対応している。

会長	成年後見制度の課題等は？
地域福祉 ネットワーク 事務局長	専門職の後見人はなかなか人材の確保が難しいのが現実。権利擁護センターを中心に、市民後見人の養成をしている現状にある。終末期にこれまで家族がやってきたことをどこが担っていくのかが、社会のなかでの課題になりつつあり、行政を中心として、その体制づくりを求められていくようになる。

(ウ) 地域包括支援センターにおける「保健師に準ずる者」の取扱いについて

発 言 者	内 容
事務局	・地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の配置が必須であるが、保健師の確保が課題。 ・保健師に準ずる者の要件を具体的に示すことで、職員の安定確保を図りたい。 ・保健師に準ずる者については、地域包括支援センターの業務、行政機関における相談支援等の業務、指定居宅介護(介護予防)支援事業所の業務、訪問看護事業所において在宅医療・在宅サービスに関する業務又は医療機関や福祉施設において地域と繋がる業務の経験を1年以上有する看護師(准看護師は含まない)としたい。

(エ) 介護予防支援事業者の指定について

発 言 者	内 容
事務局	・介護保険法の改正により本年4月1日より、居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受けることが可能となった。 ・これまでは地域包括支援センターが直接または居宅介護支援事業者への委託により要支援者のケアプランの作成を行ってきており、本市は居宅介護支援事業者への委託率が高い。(約8割) ・介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者に対しては、情報の受理からプランの原案確認について、これまでの委託の形と同様に地域包括支援センターで関わっていく。 ・指定に向けては、居宅介護支援事業者向けに説明会を行い、その後、研修会に参加していただき、指定申請の受付を開始したい考えである。
委員	介護予防支援の指定を受けたいという居宅介護支援事業所からの問合せはきているか？
事務局	これまで数件、問合せがあった。

委員	これまでの委託による介護予防支援のプラン作成と大きく変わらない印象で、報酬は若干上がるが、給付管理を自分たちで行うことで負担は増えるので、いままでの形のままのほうがよいとの声が周りのケアマネからは聞かれる。 また、介護予防支援の指定にあたり、研修を受ける必要があることが引にかかる。ケアマネは既に様々な研修を受講している。
事務局	少し考え直してみたいと思う。関係者の話を伺いながら、詰めていきたい。

8 その他

人材育成に係る取組み（なんとかすっぺ いわきの介護研究会 2023）の報告

発 言 者	内 容
事務局	・昨年度、介護保険課内に将来のいわき市高齢者保健福祉戦略の中核を担う人材育成を目的として官民連携の研究会を設置。 ・市役所と介護事業所の合計 15 名の若手職員で活動。 ・本市の高齢化の状況等を把握し、介護人材確保等に係る意見交換を重ねた。 ・長期的な目標としては、介護職員の社会的評価の向上が求められると整理された。 ・今年度についても、引き続き、介護人材の育成・確保に向けた活動を実施していきたい。

その他、委員等から意見等は次のとおり。

発 言 者	内 容
委員	介護保険で受けられるリハビリのサービスは、市内において限りがある。介護保険サービスにおけるリハビリの需要と供給のバランスがとれていない。病院だけではなく、介護保険でもリハビリに力を入れられれば、介護予防にいい影響を与えられる。
委員	介護人材確保に関し、この場で、市のほうで人材確保してくれというような話しか出てこない。介護人材確保の問題は、もう少し事業所側が真剣に考えていかないといけない。
委員	介護人材確保等に係る官民連携の取組みについて、今年度も引き続き行ってほしい。

委員	先日、市において公共施設を整理・集約していくという報道があり、寂しく思う。 年をとっても、体が不自由になっても、いわきで暮らしていけるという政策が必要。一人一人が健康に暮らす、安心して暮らすということを本気で突き詰めて考えていく必要がある。
委員	高齢者のなかでも特に男性をいかに社会参加させるかが課題。 また、市内の公共交通機関の問題も、官民が力を合わせていかないと解決できない。
副会長	東日本国際大学の介護福祉コースについて、近年、入学者・卒業者が少ない。県内の養成校は現在3か所のみ。学生の多くは市外出身で、卒業後は地元へ帰る者が多い。若者に興味を持ってもらうため、介護ロボットに力を入れたが、それでも学生は集まらない現状。